

【z299】航海日当及び船員食卓料

(円)

区分	航海日当 (一日について)				船員食卓料 (一日について)	
	平水区域 及び 沿海区域	近海区域		遠洋区域	平水区域 及び 沿海区域	近海区域 及び 遠洋区域
		一 東経百七十五度、北緯二十一度、東経百十度及び北緯五十一度の線により囲まれた区域	二 一に掲げる区域以外の区域			
船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士及びこれらと同等と認められる者	1,090	1,640	2,050	3,080	1,035	旅行命令権者が知事と協議して定める額
二等航海士、二等機関士及びこれらと同等と認められる者	910	1,370	1,710	2,570		
その他船員法第三条の職員に該当する者及びこれと同等と認められる者	750	1,130	1,410	2,120		
その他乗組員	590	890	1,110	1,670		

※「平水区域・沿海区域・近海区域・遠洋区域」とは、船舶安全法施行規則第一条に規定する区域をいう。